

外ヶ浜町
地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

令和 2 年 3 月
(令和 5 年 8 月改定)

外ヶ浜町

目 次

序章	計画策定の背景.....	1
第 1 章	計画の基本的事項.....	2
1－1	目的	
1－2	位置付け	
1－3	計画期間	
1－4	対象範囲	
1－5	対象となる温室効果ガス	
第 2 章	計画の目標.....	4
2－1	基準年度	
2－2	温室効果ガス排出状況	
2－3	目標	
2－4	目標達成の基本方針	
第 3 章	計画の実施に必要な事項.....	7
3－1	職員等の取組	
3－2	施設や設備管理担当者における取組	
3－3	事務局の取組	
第 4 章	計画の進捗管理.....	11
4－1	推進体制	
4－2	進捗管理の仕組み	
第 5 章	実施状況の公表.....	13
	措置及び施策の実施の状況の公表	
巻末資料		
資料 1	外ヶ浜町地球温暖化対策等委員会設置要綱	
資料 2	計画の対象範囲	

序章 計画策定の背景

異常気象が常態化する中で、地球温暖化問題は我が国のみならず世界規模で取り組むべき課題となっています。このような中で、2015年（平成27年）12月に、国連気候変動枠組条約国締結会議の第21回会議が開催され、本会において『パリ協定』が採択され、2016（平成28）年11月に批准、発効されました。

「パリ協定」の採択を受けて我が国は、「地球温暖化対策の推進に関する法令」を一部改正し、「地球温暖化対策計画」を策定し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

「地球温暖化対策の推進に関する法律 21 条では、『市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。』と定め、「地球温暖化対策計画」第3章第1節では、自らの事務及び事業に関する措置として、『地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範になるべき。都道府県及び市町村は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画事務事業編」という。）を策定・実施。』が明記されております。

第 1 章 計画の基本的事項

1-1 目 的

本計画は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』第 21 条に基づき、町が事務事業に係る環境に配慮した取組を率先して実行し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に策定しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第 21 条(抜粋)

市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

1-2 位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体の義務として策定されるとともに、外ヶ浜町地球温暖化対策等委員会設置要綱に基づく取組として位置づけられます。

その他上位計画である「外ヶ浜町総合計画（後期基本計画）」や、他の関連計画に配慮しながら取組を進めていきます。

1-3 計画期間

令和2年度から令和12年までの10年間を計画期間とします。ただし、令和4年までの実施状況や地球温暖化対策に関する技術開発や社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和5(2023年)年度中に計画の見直しを行います。

1-4 対象範囲

本計画の対象範囲は、外ヶ浜町の全事業拠点の事務及び事業とします（巻末資料参照）。

1-5 対象となる温室効果ガス

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項が対象としている下記の7種類の温室効果ガスを対象とします。

ただし、外ヶ浜町での排出量が極めて少なく算定が容易ではない②メタン、③一酸化二窒素、④ハイドロフルオロカーボン、⑤パーフルオロカーボン、⑥六ふっ化硫黄、⑦三ふっ化窒素は、計画の算定対象外とします。

計画の対象とする温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源
① 二酸化炭素 (CO ₂)	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの。 【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの。
② メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
③ 一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
④ ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑤ パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑤ 六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑥ 三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられているもの。

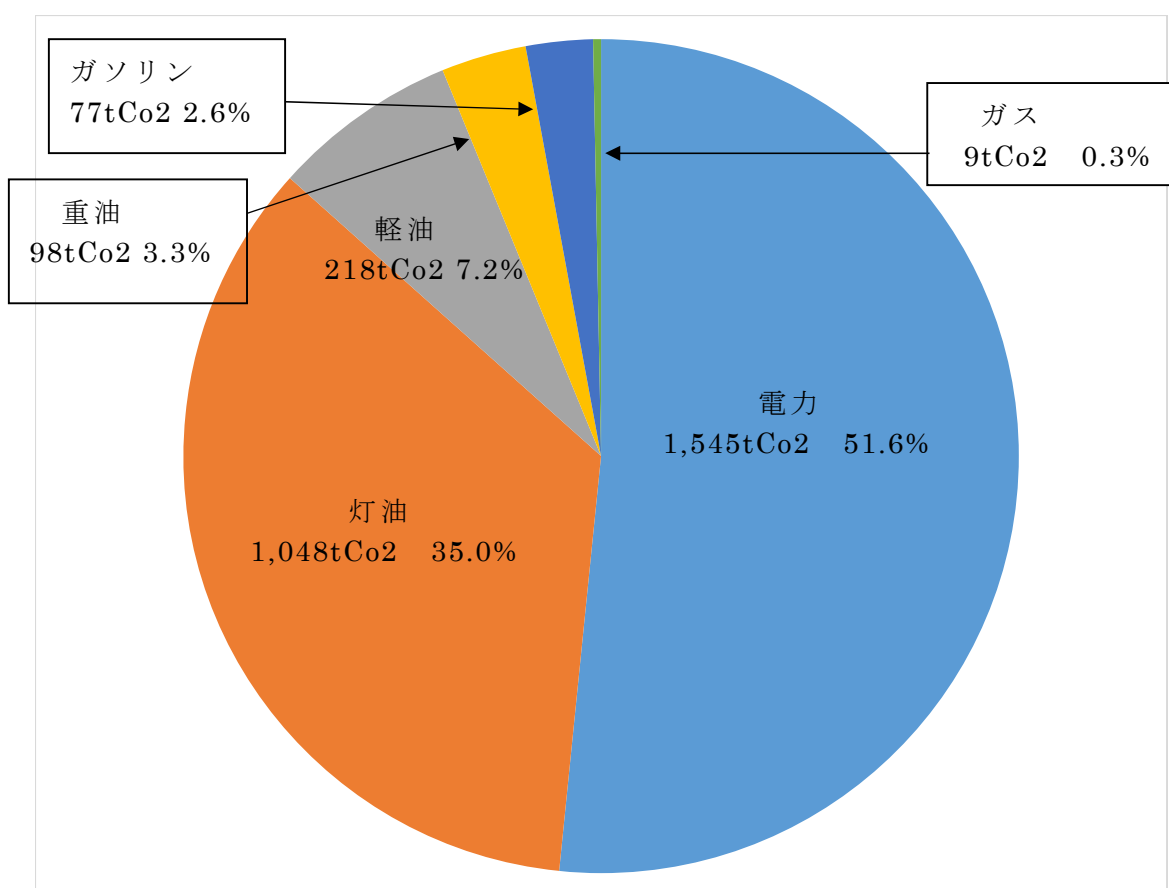
第2章 町の温室効果ガス排出量と削減目標

2-1 基準年度

本計画は、温室効果ガス排出量の把握が可能な平成30(2018)年度を基準年度とします。

2-2 温室効果ガス排出状況

本計画の基準年となる平成30年度の外ヶ浜町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、2,995 t Co₂ となっており、種類別では、電力が1,545 t Co₂ (51.6%)と、全体の約5割を占めています。灯油が1,048 t Co₂ (35.0%)、軽油が218 t Co₂ (7.2%)、重油が98 t Co₂ (3.3%)、ガソリンが77 t Co₂ (2.6%)、ガスが9 t Co₂ (0.3%)の順となっています。



2-3 目標

本計画に示した措置を着実に実施することにより、町の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を基準年度（平成30（2018）年度）に比べ、令和12（2030）年度までに20%削減することを目標とします。

ただし、当面は、中間目標として令和7（2025）年度に10%以上の温室効果ガス削減を目指すこととする。

中間 目標

令和7（2025）年度に、
基準年度比10%の温室効果ガス排出量の
削減を目指します。

温室効果ガス排出量 削減目標

（単位：tCO₂）

	H30	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
電力	1,545	1,519	1,493	1,468	1,442	1,416	1,391	1,360	1,329	1,298	1,267	1,236
灯油	1,048	1,030	1,013	995	978	960	943	922	901	880	859	838
軽油	218	214	210	207	203	199	196	191	187	183	179	175
重油	98	96	94	93	91	89	88	86	84	82	80	78
ガソリン	77	75	74	73	71	70	69	97	66	64	63	62
ガス	9	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7
合計	2,995	2,942	2,892	2,844	2,793	2,742	2,695	2,663	2,574	2,514	2,455	2,396

2-4 目標達成の基本方針

目標を達成するための基本的な方向性を以下に示します。

1 日常業務に関する地球温暖化対策の推進

外ヶ浜町では、職員一人ひとりが環境配慮行動に取り組んできた結果、温室効果ガス排出量の削減に着実に繋がってきました。今後も職員の意識向上にも繋がる日常業務に関する取組を継続していきます。

また、町の施設は町民や事業者等の利用が多いため、施設における省エネ・省資源の取組は町民や事業者等の協力が不可欠です。このため、今後も町民や事業者等への普及啓発に努めるとともに、連携・協力を続けていきます。

2 施設や設備機器の保守管理と運用改善の推進

庁舎や公共施設からの温室効果ガスを削減に効果的な設備機器の運転制御や運用改善等のエコチューニングを実施していきます。また、庁舎や公共施設における、環境配慮型の設備機器等の更新・導入を計画的に推進していきます。また、これらに関連する補助・助成等の情報収集を積極的に行い、当該施設や設備機器担当等の情報を必要とする部署等に対して的確・迅速に情報提供を行います。

3 進行管理の推進（カーボンマネジメントシステムの導入）

地球温暖化対策のみならず、町の環境配慮行動を推進していくために、カーボンマネジメントシステムを導入します。本システムにより計画の進行管理を行って行くことで、計画の着実な推進と更なる効果が期待されます。また、温室効果ガス排出量の算定に係る事務局の事務負担の効率化を目指して、温室効果ガス排出量算定システムを導入します。

第3章 温室効果ガス削減に向けた取組

3-1 職員等の取組

各課・室・所等の責任者は、本件担当職員だけでなく職場全体で、次に示す職場内で実施できる地球温暖化対策を推進する。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容の一例	省エネ効果(※)
空調	・ 執務室の温度を夏は高め(28℃)・冬は低め(19℃)にする ・ クールビズの実施(6月～9月)	冷房時の温度設定を1℃高めに設定 CO ₂ 削減量約 15,280kg
	・ 空調の運転時間を適正化する 例：空調の余熱を利用して終業時間より早めに空調停止する	春・秋に1日30分の運転時間短縮 CO ₂ 削減量約 151kg
給湯等	・ 給湯温度をこまめに調整する 例：食器を洗うときには、低温に設定する	給湯温度を2℃下げる給湯用蒸気削減量 419t
照明	・ 外光等を利用し、必要な場所・時間帯のみ点灯し、無駄をなくす	1日1時間の消灯を行う CO ₂ 削減量 548.7kg (年間)
エレベーター	・ 利用の少ない時間帯において、エレベーターを一部停止する 例：エレベーターの運行を1基停止させる	—
OA機器	・ 可能な範囲での省電力モードを採用する	プリンタの省エネモードを4時間実施する CO ₂ 削減量 6.7 kg (年間)
公用車	・ アクセル調整等のエコドライブに努める ・ 自転車や原動機付自転車等を利用し、公用車の利用を少なくする	—
用紙類	・ 両面コピー、裏面活用を徹底する ・ 資料の共有化や簡略化を図る ・ 庁内情報システムを有効利用する	—
廃棄物リサイクル	・ ゴミの分別を徹底し、資源化を促進する ・ 割り箸・紙コップ等の使用を自粛する ・ 封筒、ファイルなどの再利用を促進する ・ プリンタのトナーカートリッジの回収、リサイクルを推進する ・ 昼食等の食べきりを推進する	—
物品購入	・ グリーン購入を推進する	—

(※)省エネ効果は一般的なオフィスを想定して算出している。

省エネ効果の出典：「地球温暖化対策報告書作成ハンドブック・地球温暖化対策メニュー編」(東京都)「省エネチューニングガイドブック」(資源エネルギー庁)

3-2 施設や設備管理者等の取組

庁舎・出先機関の施設・設備管理責任者は、施設・設備管理担当職員と共に次に示す地球温暖化対策を推進する。また、施設・設備管理担当職員は、庁舎・出先機関の職員への地球温暖化対策に関する啓発等を行い、施設利用者等への地球温暖化対策に等に関する呼びかけを行い、地球温暖化対策を確実に実施する。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容の一例
熱 源	・ 冷却水の水質管理 ・ 冷却塔充てん剤の補充 ・ 冷却塔熱交換器のスケール除去
空 調	・ 温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃 ・ 冷媒（特にフロン類）等の漏えい点検、充填
照 明	・ 照明器具等の清掃 ・ 照明器具の定期的な保守及び点検

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容の一例
熱 源	・ 冷温水出口温度の適正化 ・ 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化 ・ 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化 ・ 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化 ・ 熱源機の運転圧力の適正化 ・ 熱源機の停止時間の電源遮断 ・ 熱源機のブロー量の適正化 ・ 燃焼設備の空気比の適正化
空 調	・ 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化 ・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止 ・ 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
給湯等	・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化 ・ 給湯温度・循環水量の適正化
受変電	・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善） ・ 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	・ 省エネ診断やCO₂削減診断等を受診し、設備等の運用改善を推進 ・ 庁舎等の新築や増改築、設備機器の補修改修時に、再生可能エネルギーの導入検討

【庁舎等の設備・機器の導入及び更新に関する取組】

項目	取組内容の一例
熱 源	・ エネルギー消費効率の高い熱源機への更新 ・ 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新 ・ ヒートポンプシステムなどの高効率機器の導入 ・ ポンプ台数制御システムの導入 ・ ポンプの可変流量制御システムの導入 ・ 熱源機の台数制御システムの導入 ・ 大温度差送風・送水システムの導入 ・ 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空 調	・ 空調対象範囲の細分化 ・ 可変風量制御方式の導入 ・ ファン等への省エネベルトの導入 ・ エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 ・ 全熱交換器の導入 ・ スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受 変 電	・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新 ・ デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照 明	・ 照明対象範囲の細分化 ・ 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新 ・ 人感センサーの導入 ・ ＬＥＤ照明など高効率ランプへの更新
昇 降 機	・ インバータ制御システムの導入
建 物	・ 高断熱ガラス・二重サッシの導入 ・ 公共施設の緑化の推進
公 用 車	・ 公用車のエコカー導入
再 生 可 能 エネルギー	・ 太陽光や太陽熱、地中熱等の導入

3-3 事務局の取組

事務局は、次に示す取組を実施し、本計画に定めた温室効果ガス排出量削減目標の達成に努める。

【実行計画の管理等に関する取組】

項目	取組内容
情報提供	・ 設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助・助成金事業等に関する情報を収集し、情報提供を行う ・ 省エネ診断やCO₂削減診断等に関する情報を収集し、情報提供を行う
進行管理	・ 「外ヶ浜町実行計画（事務事業編）」の周知徹底を図る ・ 法令に基づき、各施設等のエネルギーデータを基に、本町の温室効果ガス排出量を算定し、各種報告を行う ・ 各施設の地球温暖化対策に関する取組を支援する
取組強化	・ 新しい技術や手法等を検討し、地球温暖化対策の強化を図る
情報公開	・ 毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表する

第4章 計画の進行管理

4-1 推進体制

1) 推進体制

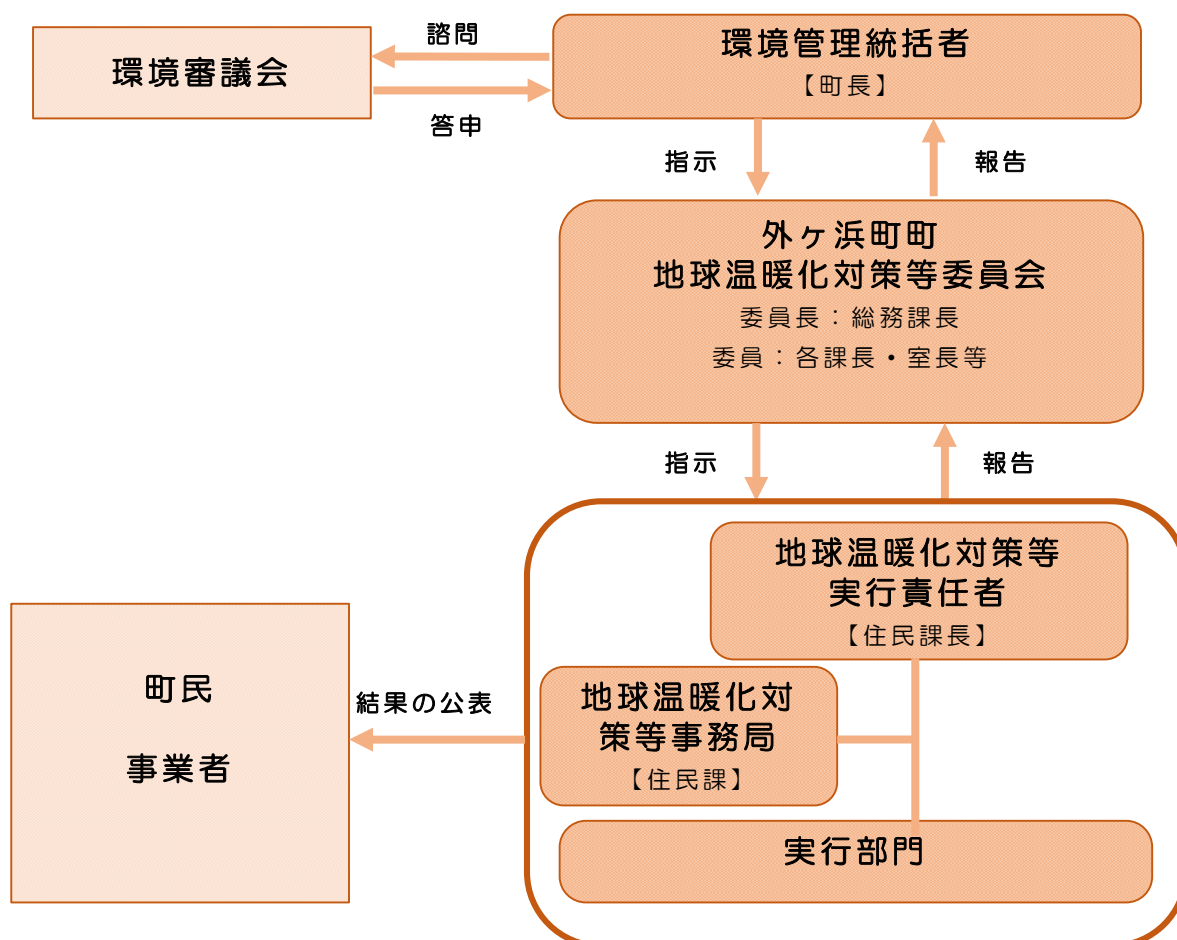
本計画は、次の体制で実施します。

「環境管理統括者」（以下、「管理統括者」という。）である町長のもと、『外ヶ浜町地球温暖化対策等委員会』（以下、『温暖化対策等委員会』という。）を設置して、取組を推進していきます。

『温暖化対策等委員会』は、庁内の横断的な地球温暖化対策の取組や施策の調整と進捗管理を行い、「管理統括者」に報告します。「管理統括者」はそれらの結果を総括し、地球温暖化対策を推進し、目標の実現を目指します。

また、「地球温暖化対策等事務局」（以下、「事務局」という。）は、各課施設の温室効果ガス排出量や取組結果をとりまとめ、年次の取組結果を公表していきます。

推進体制図



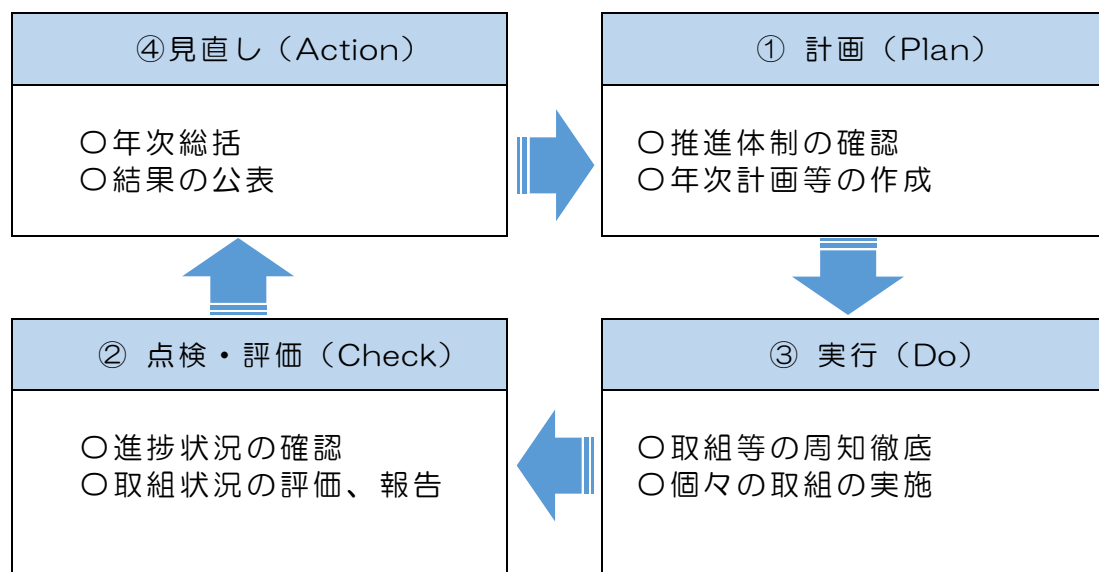
4-2 進行管理の仕組み

外ヶ浜町では、本計画の実現にあたり、「外ヶ浜町 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）のための活動の手引」を策定し、①計画（PLAN）、②実行（DO）、③点検・評価（CHECK）、④見直し（ACTION）のPDCAサイクルの流れで、取り組みを推進していきます。

また、温室効果ガス排出量の削減目標を適確に管理するには、エネルギーデータ等の迅速、かつ、正確な把握が不可欠になるため、外ヶ浜町では、「エネルギーデータ等の入力のための 操作マニュアル」等を策定し、これに基づきエネルギーデータ等の入力と温室効果ガス排出量の算定を行い、着実に取り組みを推進していきます。

以下に、PDCAサイクルのイメージを示します。

計画の進行管理の仕組み（PDCAサイクル）



第5章 公表

外ヶ浜町では、温暖化等対策委員会で協議した本計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）について、温対法に基づく措置として毎年一回、町のホームページ等で公表します。

卷末資料

資料1	計画の対象範囲となる組織と施設
------------	------------------------

No.	対象施設一覧
1	外ヶ浜町役場 本庁舎
2	平舘支所
3	三厩支所
4	などわーる・ぽっぽ湯
5	ちゃぼらっと
6	地域活動支援センター
7	おぐにふるさと体験館
8	三厩ふるさとセンター
9	三厩総合交流センター
10	外ヶ浜町簡易水道施設
11	外ヶ浜町下水道施設
12	除雪車料格納庫
13	蟹田小学校
14	平舘小学校
15	三厩小学校
16	蟹田中学校
17	平舘中学校
18	三厩中学校
19	中央公民館
20	蟹田公民館
21	平舘公民館
22	大山ふるさと資料館
23	外ヶ浜町営スキー場
24	蟹田体育館
25	平舘体育館
26	三厩体育館
27	三厩野球場
28	外ヶ浜中央病院
29	三厩診療所
30	外ヶ浜町介護老人保健施設
31	一本松地区公園

資料2 外ヶ浜町地球温暖化対策等委員会設置要綱

(設置)

第1条 「外ヶ浜町地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、「外ヶ浜町地球温暖化対策等委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の策定・推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) カーボンマネジメントシステムの管理運営に関すること。
- (4) その他、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、事務局長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。委員長は町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事後があるときは、副委員長がその職務を代理する。副委員長には、副町長、教育長をもって充てる。
- 4 実行責任者は、地球温暖化対策内容を取り決め、これを推進する。実行責任者は、総務課長をもって充てる。
- 5 事務局長は、事務の取りまとめを行う。事務局長は住民課長をもって充てる。
- 6 委員は、外ヶ浜町行政組織規則(平成17年外ヶ浜町職員の職の設置に関する規則第26号)第1条に規定する課長及び室長等をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、主催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(部会)

第5条 部会は、委員長から下命された事項について調査検討し、その結果を委員会に報告する。部会長及び部会員は、職員のうちから委員会が指名する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、住民課環境対策係において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

外ヶ浜町
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 2 年 3 月
（令和 5 年 8 月改定）

発 行	外ヶ浜町
編 集	住民課
住 所	〒030-1393 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋 44-2
電 話	0174-31-1222